



横手市  
都市計画マスタープラン〈改正〉

概要版

# 横手市都市計画マスタープラン（改定）

## 1 計画策定の背景と目的

横手市は、平成 17（2005）年 10 月に平鹿郡 8 市町村が合併し、新たな「横手市」として誕生しました。従来から一体的な生活圏を形成していましたが、より一体的なまちづくりを推進していくため、平成 21（2009）年 3 月に横手市都市計画マスタープランを策定し、「豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市」の形成に取り組んできました。

策定から 10 年が経過し、人口減少、少子高齢化の進展は一層深刻な状況となり、中山間や田園地域の高齢化、過疎化だけではなく、中心部においても空き地・空き家、空き店舗が増加し、空洞化が深刻化しています。このままでは医療、福祉、商業、子育て支援、公共交通等の生活サービス機能の維持が困難になるほか、財政制約の高まりにより、公共建築物や道路、橋梁などの都市基盤施設の維持管理や除排雪の維持が困難になることが懸念されます。

こうした課題に対応し、横手市をより快適で、暮らしやすい、持続可能なまちにしていけるために、現行の横手市都市計画マスタープランの見直しを図るとともに、持続可能なまちづくりへの取り組み方針として横手市立地適正化計画を策定しました。

### 【計画期間】

基準年次：平成 30〔2018〕年  
目標年次：平成 40〔2028〕年  
(対象期間：10 年)

### ★改定のポイント

人口減少や少子高齢化のさらなる進行により、市街地の低密度化が深刻化し、その結果、生活を支えるサービスの維持が困難になり、また都市基盤の維持コストが増大することが懸念されます。

こうした課題に対応するため平成 26 年 8 月に改正都市再生特別措置法で創設された立地適正化計画を合わせて策定し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりに向けて取り組むこととしました。

### 横手市都市計画マスタープラン

#### I 全体構想

##### 横手市全体のまちづくりの基本的な方針

基本理念とまちの将来像を定め、実現のための将来都市構造と分野別のまちづくりの方針を示します。

1. 計画の目的と内容
2. 現況と課題
3. まちづくりの理念とまちづくりの方針
4. 将来人口フレーム
5. 将来都市構造
6. 分野別まちづくりの方針
  - (1)土地利用の方針
  - (2)市街地整備の方針
  - (3)交通関連施設整備の方針
  - (4)産業基盤整備の方針
  - (5)居住環境整備の方針
  - (6)防災・減災の方針
  - (7)水と緑の保全と創出の方針
  - (8)景観形成の方針



#### II 実現化方策

##### 構想を進めるための取り組み

分野別のまちづくりの実現のための方策を示します。

1. 土地利用の方針に対する実現化方策
2. 市街地整備の方針に対する実現化方策
3. 交通関連施設整備の方針に対する実現化方策
4. 産業基盤整備の方針に対する実現化方策
5. 居住環境整備の方針に対する実現化方策
6. 防災・減災の方針に対する実現化方策
7. 水と緑の保全と創出の方針に対する実現化方策
8. 景観形成の方針に対する実現化方策

#### III 地域別構想

##### 地域別のまちづくりの方針

市内の 8 の地域ごとの地域の現況や課題を整理し、地域の特性を活かしたまちづくりの方針を示します。

1. 地域の現況・課題
2. 地域の将来像
3. 地域のまちづくり方針
4. 地域のまちづくり方針図



#### IV 立地適正化計画

##### 持続可能なまちづくりに向けた取り組み方針

立地適正化計画制度を活用した、将来都市構造の実現に向けた方針を示します。

1. 立地適正化計画の基本方針
2. 将来都市構造
3. 誘導区域の設定
4. 誘導施設の設定
5. 誘導区域での誘導施策
6. 防災指針
7. 定量的な目標値
8. 施策の達成状況に関する評価方法
9. 届出制度





## 2 まちづくりの理念とまちづくりの方針

都市づくり、まちづくりを進める上での基本的な考え方を以下のように設定します。

### (1) 元気に暮らし続けられるまちづくり

- ① 中心拠点、副拠点の魅力の向上を図り、まちの活気を取り戻します
- ② 地域拠点の形成とネットワークづくりによる暮らしやすいまちづくりを進めます
- ③ 市街地の無秩序な拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めます
- ④ 地域資源を活かした産業振興による雇用の場を確保します

### (2) 安全で安心して暮らし続けられるまちづくり

- ① 雪に強いまちづくりを推進します
- ② 誰もが安心・安全で暮らしやすいまちづくりを推進します
- ③ 水害に強い市街地形成を推進します
- ④ 地震、火災などの災害に強いまちづくりを進めます

### (3) 風土や歴史を活かしたまちづくり

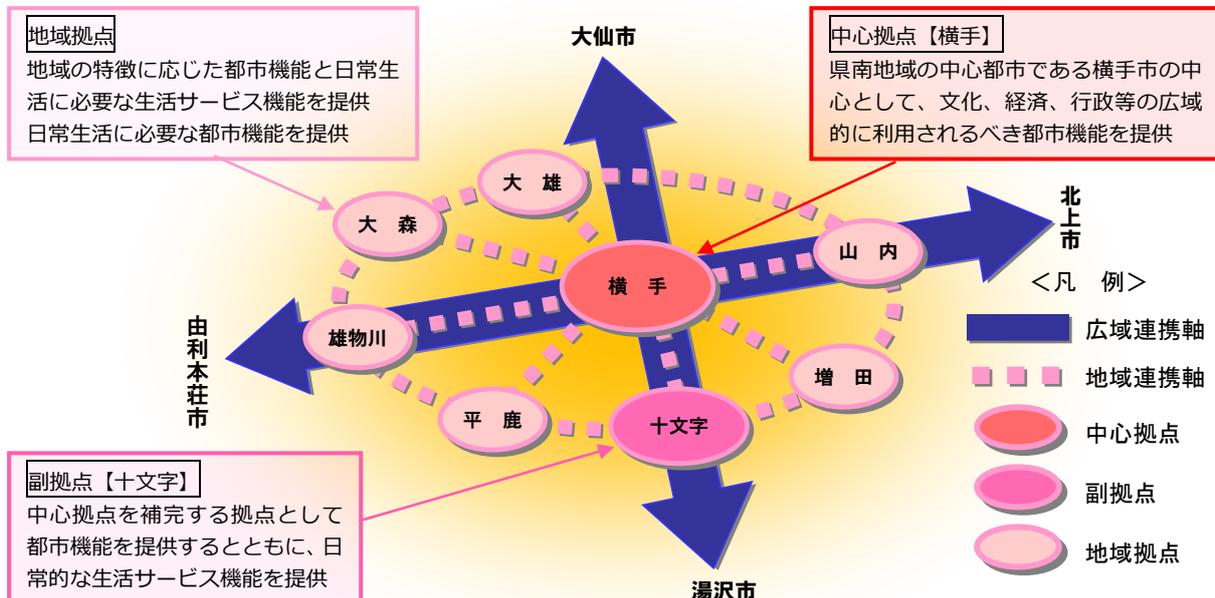
- ① 横手盆地に広がる田園景観等、風土を活かした景観を形成します
- ② 歴史的なまちなみ景観の向上を図り、観光交流の一層の推進を行います

## 3 将来都市構造

20年後の将来を見据え、今後は無秩序なまちの拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりに取り組みます。

### 【将来都市構造】

横手市の各地域が守り育ててきた自然や文化、地域コミュニティを大切にした  
「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」



## 4 分野別の方針と主な取り組み

### (1) 土地利用

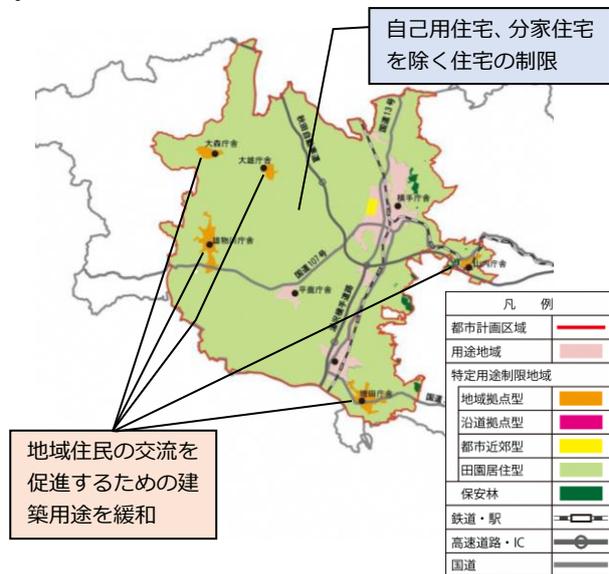
- ① 中心拠点や副拠点の再生に向けて、都市機能及び居住を誘導  
中心拠点や副拠点は、地域に応じた商業・業務地を適正に誘導することにより、市民生活の利便性の向上と、来街者や観光客等の交流人口の増加によるにぎわいの創出を図ります。
- ② コンパクトシティの形成に向けて、無秩序な市街地拡大を抑制  
身近な緑地や山林、農地を保全し、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制し、集約的・効率的な土地利用を誘導することで、効率的な都市経営を図り持続可能なまちを形成します。
- ③ 産業集積の促進に向けた計画的な土地利用  
広域交通の利便性を活かした企業誘致のさらなる推進を図るため、工業団地の拡大等を視野に入れた計画的な土地利用に取り組みます。

#### ★主な取り組み★

##### 特定用途制限地域の見直し

コンパクトシティの形成に向けて、無秩序な市街地拡大を抑制するために、特定用途制限地域「田園居住型地域」での自己用住宅及び分家住宅を除く住宅の建築を抑制するよう見直しを検討します。

一方、特定用途制限地域「地域拠点型地域」は、地域コミュニティを将来的にも継承していくための拠点であることから、地域住民の交流を促進するためのカラオケボックス等の遊戯施設の建築ができるよう制限内容の緩和を検討します。



### (2) 市街地整備

- ① 中心拠点のにぎわいを再生するため、計画的な市街地整備を推進  
中心拠点エリアは、横手市の中心としてのにぎわいの再生を図るため、計画的な市街地整備を推進します。
- ② 中心拠点、副拠点の雪負担の軽減  
中心拠点は、除排雪に対する負担が少ない、冬季も暮らしやすい居住環境を形成するため、融雪設備等の計画的な整備推進に取り組み、副拠点は既存の消雪施設の適切な維持管理に努めます。
- ③ 誰もが安心快適に暮らせる市街地の形成  
地区特性に応じた手法を選択して計画的に整備を進め、安全性・利便性を備えた良好な市街地形成を図ります。

#### ★主な取り組み★

市街地再開発事業による拠点形成  
市街地再開発事業により、既存の施設等を活かした都市型住宅の供給および商業・業務機能の更新・集積による拠点形成を図ります。





### (3) 交通関連施設整備の方針

- ① 中心拠点、副拠点と地域拠点間を結ぶネットワークの強化  
「多核型コンパクトシティ+ネットワーク」の形成に向けて、各拠点間を連携・連絡する交通体系の確立は必要不可欠であり、市民の移動手段である自動車交通や公共交通の安全性・円滑性・利便性を確保する道路・交通ネットワークの形成を図ります。
- ② 中心拠点内の移動しやすさの向上  
中心拠点のにぎわいを再生するため、循環バスの利便性の向上や融雪設備の整備による冬季の歩きやすさを向上させるなど、中心拠点内の移動しやすさの向上に取り組めます。
- ③ 産業振興・観光交流の促進に向けた高速交通体系の充実  
秋田自動車道や国道 13 号、国道 107 号等の他市町村との広域連携に資する道路機能の維持・充実に取り組めます。

### (4) 産業基盤整備

- ① 生産力強化に向けた基盤の整備  
意欲ある担い手経営体への農地の利用集積を推進し、経営の効率化と安定を促進するとともに、優良農地の確保と耕作放棄地への対策を進めます。  
農産物の収益性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を進めます。
- ② 雇用の安定確保  
雇用の場の安定確保を図るため、輸送機関係企業や小規模な製造業者も立地しやすい土地利用の誘導を図ります。

### (5) 居住環境整備の方針

- ① 冬季の暮らしやすさの向上  
年間を通して、誰もが安心快適に暮らせる居住環境の形成を図るため、冬季の暮らしやすさの向上に取り組めます。

- ② 誰もが安心快適に暮らせる居住環境の形成  
住宅ストックの高質化、適正な空き家管理、適正な生活排水処理の推進に取り組めます。

### (6) 防災・減災の方針

- ① 水害に強いまちづくり  
集中豪雨による浸水・洪水など、度重なる水害が発生していることから、総合的な治水対策を推進します。
- ② 災害が発生しても被害を最小限に抑える減災のまちづくり  
安全・安心な市民生活を実現するためには、自然災害により引き起こされる被害をできる限り少なくするための減災のまちづくりを推進します。

### (7) 水と緑の保全と創出の方針

- ① 豊かな自然環境・農地の保全  
横手市は、奥羽山脈や出羽山地をはじめとした豊かな自然環境や都市公園など、多様な水と緑を有しています。これらは横手市の魅力となっていることから、多様な水と緑の保全に努めます。
- ② 身近な緑の保全と創出  
市民の身近な憩いの場である都市公園がより一層市民に親しまれる場となるよう、市民・事業者・行政などの協働による公園の維持管理の促進に取り組めます。

### (8) 景観形成の方針

- ① 風土を活かした景観形成  
美しい自然景観を継承していくため、無秩序な開発を抑制し、山林や河川、農地の適切な保全に努めます。
- ② 歴史的なまちなみの保全  
歴史的なまちなみが残る地区においては、歴史的建造物や統一感のあるまちなみの連続性を保全するとともに、歴史的風致と調和したまちなみの保全を図ります。また、観光地としての魅力を高める情報発信やまちなか回遊性の向上に努めます。

# 横手市立地適正化計画

## 1 立地適正化計画に関する基本的な方針

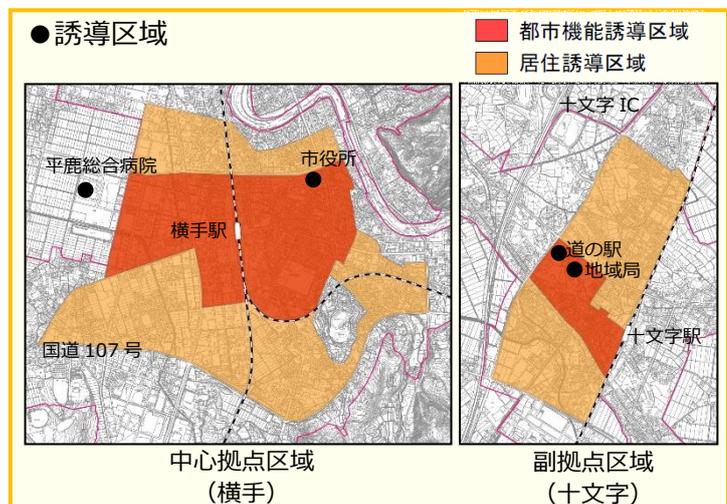
用途地域の外側への住宅や店舗等の立地は現在も進行しており、加えて、人口減少が加速する中で、市街地の低密度化に拍車がかかり、空洞化が深刻化しています。

これらの課題に対応するため、従来の都市づくりの取り組みに加えて、各地域の拠点の魅力を高める必要があります。居住者や来訪者が増加し、にぎわいが再生されるよう拠点の魅力向上を図るとともに、冬季も暮らしやすい、除雪等に対する負担が少ない居住環境を創出することで、まちの価値を高めます。さらに、拠点間を結ぶ公共交通を確保することで、誰もが移動しやすい環境を形成します。

## 2 誘導区域

居住誘導区域は、冬季も安心して暮らせる環境を形成するため、子育て支援、高齢者支援、医療等、日常生活を支援する施設へのアクセスが良いエリアに設定します。

都市機能誘導区域は、居住誘導を図るべき区域の中で、横手市全体で広域的に利用すべき都市機能が集積するエリアで、主要な公共交通拠点から歩いてアクセスできるエリアに設定します。



## 3 誘導施設

中心拠点は、横手市全体のまちの活力とにぎわいを創出する拠点であり、県南地域の中心都市である横手市の中心として、文化、経済、行政等の広域的かつ、市内全域を対象に提供される高次の都市機能を配置します。

副拠点は、十文字地域だけでなく増田地域や平鹿地域等の横手市南部の中心として、福祉、文化機能等の暮らしを支える機能を配置するとともに、横手市増田伝統的建造物群保存地区への玄関口として観光交流機能を配置します。

また、中心拠点、副拠点、地域拠点に共通の都市機能として、行政、医療、介護福祉、子育て、教育、文化、商業、金融機能のうち、日常生活に密着したサービスを提供する機能を配置します。

中心拠点 区域 (横手)	市役所(本庁舎、地域局)、病院(病床数200床以上の救急告示病院)、子育て支援センター(子育て相談・交流施設)、特定教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)、児童館、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、図書館、文化ホール等、小売商業施設(店舗面積3,000㎡以上)、銀行(延べ床面積1,300㎡以上)、JAバンク
副拠点区域 (十文字)	市役所(地域局)、特定教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)、小売商業施設(店舗面積3,000㎡以上)、銀行(延べ床面積1,300㎡以上)





## 4 誘導施策

中心拠点及び副拠点が安心快適なにぎわいのある中心拠点・副拠点として再生されるよう、都市機能誘導及び居住誘導に取り組みます。

中心拠点・副拠点のにぎわい再生に向けては、横手市の最大の課題である雪に対する負担を軽減するため、重点的な消融雪施設の整備等により雪に強いまちなか居住エリアを形成します。

その上で、子育て支援機能や医療機能、高齢者支援機能等の生活に不可欠な都市機能が享受できる利便性や快適性、安全性の高い住宅の提供を図り、まちなか居住を誘導することとします。

さらに、文化機能、交流機能、商業機能等、都市での質の高い暮らしの実現及び市内外からの来訪者の増加に資する都市機能を誘導し、官民連携のもとに継続的なまちづくりを推進することとします。

### まちなか居住の推進

- ・ 駅東口老朽ビル空きビル等を対象にした再開発及び民間事業者による雪国居住環境の提供
- ・ 居住支援協議会設立による住宅確保要配慮者のまちなか居住の促進

### 公共交通と子育て機能の充実

- ・ 循環バス路線の充実による利便性向上
- ・ まちなか居住に向けた保育・子育て支援機能の維持

### 雪に強い居住エリアの形成

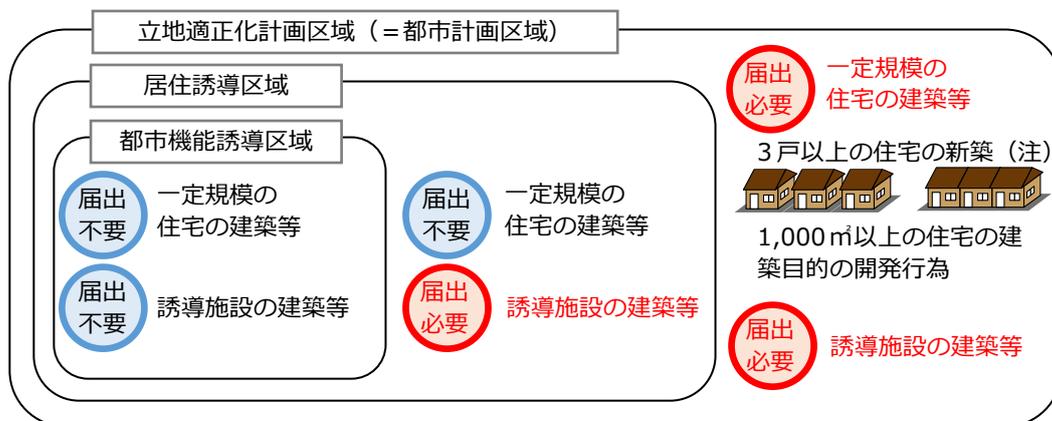
- ・ 誘導施設の整備に合わせた周辺環境整備
- ・ 時間制約のない町内雪置場の確保
- ・ 居住誘導区域内での融雪施設の重点整備

### 官民連携・民間主体のまちづくりの推進

- ・ 民間まちづくり組織の設立を視野に入れた官民WSの開催
- ・ 民間による継続的なまちづくりへの移行

## 5 届出

立地適正化計画の公表により、**平成 31 年 4 月 1 日以降は**、居住誘導区域外の区域における一定規模の住宅の建築等、都市機能誘導区域外の区域における誘導施設の建築等には、**工事着手の 30 日前までに届出が必要**となります。



注：「住宅」とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舎や老人ホームは含みません。「戸」とは、世帯の数。3戸の住宅とは、3世帯が住む住宅を建てる行為を指します。ただし、住間で内部での行き来ができない完全分離型の構造を有する建築物になります。



【お問合せ】横手市建設部都市計画課

〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号（県平鹿地域振興局庁舎内）

TEL : 0182-32-2408      FAX : 0182-32-4024

メールアドレス : [toshikeikaku@city.yokote.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.yokote.lg.jp)